

平成26年12月14日執行

最高裁判所裁判官国民審査 審査公報

神奈川県選挙管理委員会



最高裁判所判事
昭和二十四年一月七日生
おにまるかおる



最高裁判所判事
昭和二十三年一月一日生
木内道祥



最高裁判所判事
昭和二十六年八月二九日生
池上政幸

略歴

東京都生まれ。東京教育大学（現・筑波大学）附属小、中学校、同高校を経て、東京大学法学部私法コース、公法コースを各卒業

昭和四八年五月
四年四月
司法修習生
弁護士登録（山梨県弁護士会）

平成五年三月
四年四月
司法研修所民事弁護教官
東京弁護士会法曹養成センター委員長代行

一七年四月
一八年四月
東京弁護士会高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員長

二〇〇年二月
厚生労働省労働保険審査会委員、省庁のほか、弁護士会の各種委員会委員、省庁の審議会委員等を務める。

二〇〇五年二月
最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判
一 平成二十五年九月四日 大法廷決定
婚外子の相続分を嫡出子の二分の一と定めた民法九〇〇条四号ただし書前段の規定は、憲法違反である（全員一致）。

二 平成二十五年一月二〇日 大法廷決定
平成二十四年一二月施行の衆議院議員小選挙区選出議員の選挙は違憲状態の選挙区割りで行われたが、是正のための合理的期間は超過していないので区割規定は合憲であるとした多数意見につき、憲法は国民の投票価値をできる限り一对に近い平等を保障していると解すべきであるから同選挙区割りはこれに反するが、右のような投票価値の平等を保障する選挙制度の構築には時間を要するとの理由で、右の合理的な期間は超過していないとの意見を付加した。

三 平成二六年三月二四日 第一小法廷判決
後に鬱病が労災認定されて無効となつた解雇による損害の賠償では、使用者に労働者の健康に関わる労働環境等に十分に注意すべき安全配慮義務があり、体調不良を訴える等していた本件では、労働者が過去の精神科通院等の申告がないことを重視して過失相殺することはできない（全員一致・裁判長）。

四 平成二六年一〇月二九日 第二小法廷決定
県議会の議員が県から交付された政務調査費の支出に係る一円以下の支出の領収書その他の証拠書類及び会計帳簿は「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に当たらないとして、文書提出命令を認めるべきものとした（全員一致・裁判長）。

五 平成二六年一一月二六日 大法廷判決
平成二五年七月に施行された参議院議員通常選挙は違憲状態の定数配分で行われたが、なお定数配分規定は合憲であるとした多数意見に対し、できる限り一人一票に近づけることが憲法の要請であつて、同選挙の時点で既に国会の裁量権の限界を超えており違憲であるから、同選挙は違法であると宣言すべきであるとの反対意見を付した。

裁判官としての心構え
三八年間、当事者の代理人あるいは弁護人である弁護士として、裁判所の判断を求める立場にいました。市民の目線から見る裁判官の任務は、憲法の精神と条文に忠実であり、証拠に基づいた事実には謙虚に向き合つて、良心に従い、誠実公正な裁判を行うことであると考えてきました。

裁判官就任後は、描いてきた裁判官の任務を自ら実践するよう心がけています。最高裁判所は、紛争を抱える当事者や罪に問われる人々の最後の砦です。最終審を担う一員として、普遍的な憲法や法令の精神を基礎としつつ、多面的な見方に心配りして、憲法の審人の呼び名に恥じないよう、正しい判断を行うことが最も重要な職責であると考えています。

裁判官としての心構え

先入観なく事案にのぞみ、その上で、事案の個別性と共通性の両面をみるとこと。時代を通じて変わらないものを維持することと時代の変化に応じることを両立させること。これが裁判をするにについて、私が目指していることです。

裁判官としての心構え
三八年間、当事者の代理人あるいは弁護人である弁護士として、裁判所の判断を求める立場にいました。市民の目線から見る裁判官の任務は、憲法の精神と条文に忠実であり、証拠に基づいた事実には謙虚に向き合つて、良心に従い、誠実公正な裁判を行うことであると考えてきました。

裁判官としての心構え
三八年間、当事者の代理人あるいは弁護人である弁護士として、裁判所の判断を求める立場にいました。市民の目線から見る裁判官の任務は、憲法の精神と条文に忠実であり、証拠に基づいた事実には謙虚に向き合つて、良心に従い、誠実公正な裁判を行うことであると考えてきました。

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二十五年九月四日 大法廷決定
嫡出でない子の相続分を嫡出子の二分の一とする民法の規定が憲法一四条に反するとした（全員一致）。

二 平成二十五年一月二〇日 大法廷決定
平成二十四年一二月実施の衆議院議員総選挙の小選挙区の選挙を無効とするとの反対意見を述べた。

三 平成二十五年一二月二〇日 第三小法廷決定
性同一性障害特例法により男性への性別の変更を受けた者の妻が婚姻中に懷胎した子も嫡出推定を受けるとした（多数意見に加わり、補足意見を述べた。）。

四 平成二六年一月一四日 第三小法廷判決
認知者は、自らした認知の無効を民法七八六条により主張することができ、これは血縁上の父子関係がないことを知つて認知した場合においても異ならないとした（多数意見に加わり、補足意見を述べた。）。

五 平成二六年七月二九日 第三小法廷判決
産業廃棄物の最終処分場の周辺に居住する住民のうち、最終処分場から排出される有害物質に起因する大気や土壤の汚染などにより健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けれるおそれのある者は産業廃棄物等処分業の許可処分の無効確認等を求める訴訟の原告適格があり、最終処分場の中心地点から一キロメートル以内で環境影響調査の対象区域に居住する者がそれに該当するとした（全員一致・裁判長・補足意見を述べた。）。

六 平成二六年一〇月二八日 第三小法廷判決
無限連鎖講を営む破産者から会員契約により配当を受けて利益を得した者が、破産管財人からの不当利得返還請求を不法原因給付に当たることを理由として返還を拒むことは、信義則上許されないとした（全員一致・裁判長・補足意見を述べた。）。

七 平成二六年一一月二六日 大法廷判決
平成二五年七月の参議院（選挙区選出）議員の通常選挙について、当時の議員定数配分規定の下における選挙区間の投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い結論を得るものとする旨を附則に定めた改正公選法の趣旨に従つた方向での国會における是正の実現に向けた取組を、国会の裁量権行使の在り方として相当なものでなかったということはできない。したがつて、本件選挙までの間に議員定数配分規定の更なる改正がなされなかつたことをもつて国会の裁量権の限界を超えるものとはいせず、同定数配分規定が憲法に違反するに至つていたとはいえない（多数意見）。

最高裁判所において関与した主要な裁判
一 平成二六年一一月一八日 第一小法廷決定
公判審理を担当している裁判所が、それまでの公判審理の経過や共犯とされる者らとの関係などを踏まえ、被告人が関係者に対する実効性のある罪証隠滅行為に及ぶ現実的 possibility は高いとはいえないことなどを考慮して保釈を許可した決定に對し、抗告を受けた裁判所としては、公判審理を担当している裁判所の判断が委ねられた裁量の範囲を逸脱していないかどうか、すなわち不合理でないかどうかを審査すべきであり、公判審理を担当している裁判所の判断を覆すためには、その判断が裁量の範囲を逸脱していく不合理であることを具体的に示す必要があるとした上、これを具体的に示さず保釈を許さないとした抗告審の決定を取り消し、改めて被告人の保釈を許した（全員一致）。

二 平成二六年一一月二六日 大法廷決定
平成二五年七月の参議院（選挙区選出）議員の通常選挙について、当時の議員定数配分規定の下における選挙区間の投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い結論を得るものとする旨を附則に定めた改正公選法の趣旨に従つた方向での国會における是正の実現に向けた取組を、国会の裁量権行使の在り方として相当なものでなかったということはできない。したがつて、本件選挙までの間に議員定数配分規定の更なる改正がなされなかつたことをもつて国会の裁量権の限界を超えるものとはいせず、同定数配分規定が憲法に違反するに至つていたとはいえない（多数意見）。

最高裁判所において関与した主要な裁判
一 平成二六年一一月二六日 司法修習生
三月 東京大学法学部卒業
四年四月 司法修習生
弁護士登録（大阪弁護士会）
（二五年三月）大阪家庭裁判所調停停委員会
二 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（東京弁護士会）
（二五年三月）大阪弁護士会倒産法改正問題検討特別委員会
三 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（仙台弁護士会）
（二五年三月）東北大学法学部卒業
四 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（水戸弁護士会）
（二五年三月）水戸地検
五 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（松山弁護士会）
（二五年三月）松山地検
六 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（仙台弁護士会）
（二五年三月）仙台地検
七 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（東京地検）
（二五年三月）東京地檢
八 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（高見地検）
（二五年三月）高見地檢
九 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（鈴鹿地検）
（二五年三月）鈴鹿地檢
十 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（甲府地検）
（二五年三月）甲府地檢
十一 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（福井地検）
（二五年三月）福井地檢
十二 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（新潟地検）
（二五年三月）新潟地檢
十三 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（福岡地検）
（二五年三月）福岡地檢
十四 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（宮崎地検）
（二五年三月）宮崎地檢
十五 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（鹿児島地検）
（二五年三月）鹿児島地檢
十六 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（沖縄地検）
（二五年三月）沖縄地檢
十七 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（那覇地検）
（二五年三月）那覇地檢
十八 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（那覇地検）
（二五年三月）那覇地檢
十九 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（那覇地検）
（二五年三月）那覇地檢
二十 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（那覇地検）
（二五年三月）那覇地檢
二十一 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（那覇地検）
（二五年三月）那覇地檢
二十二 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（那覇地検）
（二五年三月）那覇地檢
二十三 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（那覇地検）
（二五年三月）那覇地檢
二十四 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（那覇地検）
（二五年三月）那覇地檢
二十五 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（那覇地検）
（二五年三月）那覇地檢
二十六 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（那覇地検）
（二五年三月）那覇地檢
二十七 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（那覇地検）
（二五年三月）那覇地檢
二十八 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（那覇地検）
（二五年三月）那覇地檢
二十九 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（那覇地検）
（二五年三月）那覇地檢
三十 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（那覇地検）
（二五年三月）那覇地檢
三十一 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（那覇地検）
（二五年三月）那覇地檢
三十二 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（那覇地検）
（二五年三月）那覇地檢
三十三 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（那覇地検）
（二五年三月）那覇地檢
三十四 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（那覇地検）
（二五年三月）那覇地檢
三十五 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（那覇地検）
（二五年三月）那覇地檢
三十六 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（那覇地検）
（二五年三月）那覇地檢
三十七 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（那覇地検）
（二五年三月）那覇地檢
三十八 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（那覇地検）
（二五年三月）那覇地檢
三十九 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（那覇地検）
（二五年三月）那覇地檢
四十 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（那覇地検）
（二五年三月）那覇地檢
四十一 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（那覇地検）
（二五年三月）那覇地檢
四十二 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（那覇地検）
（二五年三月）那覇地檢
四十三 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（那覇地検）
（二五年三月）那覇地檢
四十四 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（那覇地検）
（二五年三月）那覇地檢
四十五 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（那覇地検）
（二五年三月）那覇地檢
四十六 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（那覇地検）
（二五年三月）那覇地檢
四十七 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（那覇地検）
（二五年三月）那覇地檢
四十八 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（那覇地検）
（二五年三月）那覇地檢
四十九 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（那覇地検）
（二五年三月）那覇地檢
五十 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（那覇地検）
（二五年三月）那覇地檢
五十一 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（那覇地検）
（二五年三月）那覇地檢
五十二 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（那覇地検）
（二五年三月）那覇地檢
五十三 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（那覇地検）
（二五年三月）那覇地檢
五十四 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（那覇地検）
（二五年三月）那覇地檢
五十五 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（那覇地検）
（二五年三月）那覇地檢
五十六 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（那覇地検）
（二五年三月）那覇地檢
五十七 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（那覇地検）
（二五年三月）那覇地檢
五十八 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（那覇地検）
（二五年三月）那覇地檢
五十九 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（那覇地検）
（二五年三月）那覇地檢
六十 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生
弁護士登録（那覇地検）
（二五年三月）那覇地檢
六十ー 平成二六年一月二〇日 司法修習生
四年四月 司法修習生

